

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

経営系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
事業創造大学院大学 事業創造研究科 事業創造専攻	2015（平成27）年度	適合

経営系専門職大学院基準 の大項目	経営系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
3 教員・教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。 （「告示第53号」第1条第1項）	現在の専任教員数は 13 名となっている。	教員の退職、転出そして採用を経て、2017(平成29)年度の専任教員数は14名に変更されている。
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）	13名の専任教員全員は、いずれも貴専攻のみに限り専任教員として取り扱われている。	教員の退職、転出そして採用を経て、2017(平成29)年度の専任教員数は14名に変更されている。また、14名の教員は全て1専攻のみに限り専任教員として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか。（「告示第53号」第1条第3項）	13名の専任教員のうち、7名が教授となっている。	教員の退職、転出そして採用を経て、2017(平成29)年度の専任教員数は14名に変更されており、そのうち教授数は10名となっている。